

令和6年度 国民健康保険税の計算方法

年税額 「医療分」、「支援金分」、「介護分」の合計額

	医療分 (全加入者)	支援金分 (全加入者)	介護分 (40~64歳)
所得割	8.43%	2.35%	2.50%
均等割	21,000円/人	6,000円/人	7,900円/人
平等割	19,000円/世帯	5,000円/世帯	5,600円/世帯

※所得割… $[(\text{加入者の前年中所得}) - (\text{基礎控除43万円})] \times \text{税率}$

※未就学児の均等割は、半額にして算定

軽減① 所得水準に応じて、「均等割」と「平等割」を軽減します
 ※世帯内の全加入者が、前年中の所得を申告する必要あり

	世帯の合計所得が下記の金額以下
7割軽減	$43\text{万} + [10\text{万} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)]$
5割軽減	$43\text{万} + [10\text{万} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)] + (29.5\text{万} \times \text{被保険者数})$
2割軽減	$43\text{万} + [10\text{万} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)] + (54.5\text{万} \times \text{被保険者数})$

※年金所得は、特別控除額として15万円を控除した金額で軽減判定

軽減② 下記条件に該当するかたも、国民健康保険税を軽減します

(1) 国民健康保険税から後期高齢者医療保険に移行したかたが世帯にいる

⇒「軽減①」の判定の被保険者数に、移行したかたを含めます

⇨他条件の変更がなければ、移行前と同じ軽減を受けることができます

(2) (1)の移行によって、世帯内の国民健康保険税加入者が1人になった

⇒平等割…加入月～5年目は半額、6年目～8年目は1/4減の額で算定します

(3) 会社などの健康保険から後期高齢者医療保険に移行したことで、

その被扶養者であったかたが国民健康保険に加入した

⇒所得割…免除されます

均等割・平等割…加入月～2年目は半額で算定されます

※「軽減①」と重複した場合は、最大で半額の軽減

(4) 非自発的な理由で失業し、国保に加入した(※要申請)

⇒所得割…失業月～2年目は給与所得を30/100で算定します

